

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長 浅井 由崇

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	岩田・岩崎・多米地区 (下岩、田尻、岩崎、葦毛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月26日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・水田が中心
- ・多くの水田が地域内の(有)みずほ農産に農地集約
- ・多面的組織が精力的に活動し、農地と周辺の維持管理を実施
- ・稲WCSの活用による耕畜連携の実施

【課題】

- ・耕作者、所有者の高齢化
- ・後継者不足
- ・ジャンボタニシによる食害
- ・イノシシ、シカ、ヌートリアなどの有害鳥獣による被害
※岩田地区には鳥獣被害対策団体がない
- ・各圃場で高低差があるため畦畔撤去による大区画化が困難
- ・山間部の農地活用
- ・太陽光施設の増加
- ・かんがい施設の維持・管理
- ・住宅と農地が隣接しているための弊害
※農道を生活道路として利用など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田を地域内の(有)みずほ農産を中心に集約化
- ・農業を担う者（認定農業者、新規就農者、中心経営体など）の確保
- ・ハウスの維持・拡大
- ・稲WCSの活用による耕畜連携の実施拡大

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

多面的組織の活動範囲における、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
(有)みずほ農産を中心に農業を担う者（認定農業者、新規就農者、中心経営体など）とゾーニングを図りながら集積・集約化を進める
(2) 農地中間管理機構の活用方針
上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を活用し、農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施する
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営体の意向を踏まえながら、市やJAと連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取り組んでいく
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止策を実施するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦多面的組織である豊橋東部みどり会が中心となり、農地の保全・管理を行う。